

取扱区分：「公開」

令和8年第5回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和8年5月11日(月) 10時00分

於：周南市役所本庁舎2階 共用会議室H

令和 8 年第 5 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 8 年 5 月 1 1 日 (月) 午前 1 0 時 0 1 分 ～午前 1 0 時 3 6 分

2 場 所 周南市役所本庁舎 2 階 共用会議室 H

3 出席者等

(1) 出席委員 1 8 人

1 番	林	俊	一	2 番	歳	光	時	正
3 番	野	村	邦	幸	4 番	重	永	正
5 番	佐	伯	伴	章	6 番	笠	井	保
7 番	河	内	邦	雄	8 番	藤	原	典
9 番	佐	伯	信	治	10 番	高	橋	恵
11 番	秋	貞	啓	子	13 番	山	下	敏
14 番	瀧	山	美	智	子	15 番	市	川
16 番	有	馬	俊	雅	17 番	兼	重	智
18 番	田	中	榮	作	19 番	白	石	純
								治

(2) 欠席委員 1 人

12 番 藤 井 孝

(3) 事務局職員 4 人

局 長	藤	井	良	明	次 長	原	田	賢	二
次長補佐	神	本	和	典	書 記	東	影	淑	子

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第23号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第25号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件

第3 報告事項

報告第46号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	9件
報告第47号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第48号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	7件
報告第49号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出後の事業計画の変更届について	1件
報告第50号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	7件
報告第51号	農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について	2件
報告第52号	非農地判断の結果について	360件
報告第53号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	23件
報告第54号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について	8件
報告第55号	現況が農地でないことの証明等について	10件

藤井事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、12番・藤井 孝委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和8年第5回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

16番・有馬俊雅委員及び17番・兼重 智委員をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

原田事務局次長

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

1 ページの議案第23号は、1 議案 1 件です。

それでは、番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑 1 筆の面積が76平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、管理ができないため、譲り渡すものです。

譲受人は、自宅に隣接する申請地で果樹を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4 番・重永委員

番号 4 番の重永です。

議案第23号、番号 1 番について補足説明いたします。

4 月13日に推進委員 2 名、事務局職員と私の 4 人で現地確認を行いました。

現況は、耕作されておらず、一面に雑草が生えていましたが、柿、ゆず、八朔等の果樹類やハナシバが植えられていました。

果樹は幹が太く、実もつけており、果樹地としての活用がされていました。

譲渡人には 5 月 8 日に電話で、譲受人には現地で直接、意思及び内容を確認いたしました。

申請地の位置、申請の内容については、事務局からの説明のとおりで間違いありません。

譲渡人は、申請地が道路沿いであり、果樹等以外の場所にも防草

シートを敷設し管理していましたが、高齢となり野菜栽培や農地の管理が困難になったため、譲受人から購入の申し出があったため、譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、自宅から比較的近いところに畑を所有していますが、自家用の果物類やハナシバ等の収穫をしたいとの思いがあり、申請地が自宅から極めて近く、常に作業等ができ、管理も行き届くことから、譲渡人に、以前からその意向を伝えており、この度、譲り受けることになったとのことです。

今後は、それぞれの果樹類に応じて、定期的かつ随時に剪定、施肥、病虫害対策、除草作業等も行って適切に管理したいとのことです。

調査項目に従い調査いたしました。問題はないと思われます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第23号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第23号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、次の議案に関連して、昨年12月19日に制定され、本年4月1日に施行された「周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」について、農業委員会が所掌する農地転用との関係がありますので、事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

それでは、周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する

議長（山下会長）

神本次長補佐

条例の概要と農地転用の許可申請との関連をご説明させていただきます。

本条例は、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、良好な地域環境の保全に寄与することを目的としています。

この条例において、事業者には、太陽光発電設備設置の事前協議、事業計画の届出、事業開始の届出、運用開始後の適正な維持管理、設備撤去、地位承継などの届出を義務付けています。

従いまして、条例施行後に農地転用を伴う太陽光発電設備設置を計画する場合、事業者は、周辺関係者に太陽光発電事業に関する概要等の説明会を開催し、その後、説明会での意見を踏まえた事業計画届出書を市の環境政策課へ提出していただくことになります。

農業委員会では、この一連の手続きが完了したうえで、農地転用の許可申請書を受け付けることになります。

現在は、経過措置として、6月以前に着工を予定している案件や条例施行前から転用に関する事前協議等を行っている案件については、市への「事業計画届出書」の提出前であっても転用許可申請書を受け付け、審議を行うことにしております。

審議の結果、ご承認していただいた案件につきましては、許可相当とし、市の環境政策課に事業計画届出書が提出された後に、許可指令書を発行することで対応いたします。

説明は以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、議案第24号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

2ページ及び3ページの議案第24号は、1議案4件です。

番号1番についてご説明いたします。

番号1番は、周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の施行前から転用に関する事前協議等を行っている案件にな

ります。

申請地は、周南市須々万支所から南へ約1,300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、排水計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

この申請地につきましては、周南市長より農用地区域から除外することについての意見聴取があったので、令和8年3月10日に開催の第3回総会における議案第10号の番号1番として審議し、承認することを決定し、周南市長に異議がない旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和8年4月16日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積466.40平方メートル、パネル枚数200枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、今後、耕作する予定はないため、譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後及び市の環境政策課に「事業計画届出書」が提出された後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

番号16番の有馬です。

議案第24号、番号1番について補足説明いたします。

本件については、農振除外に関連し、1月29日に推進委員、事務

議長（山下会長）

局職員と私の３人で現地確認をしていますが、少し時間が経過しておりますので、５月９日に改めて現地確認をしました。

譲受人と譲渡人には意思確認をしております。

申請地は国道沿いの農地であり、背の高い草が繁茂していました。

申請地はバイパスが通ったことにより分断された変形地であり、作物は植えておらず、管理のみしていたそうで、今回、譲受人から申し出があり承諾したとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業に適していることから譲り受けることにしたとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号１番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号１番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から許可が適当である旨の回答があれば、許可とし、その施行は農用地区域除外後及び市の環境政策課に事業計画届出書が提出された後とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号１番は、許可相当で、許可の施行は農用地区域除外後及び市の環境政策課に事業計画届出書が提出された後と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号２番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

番号2番は、番号1番と同じく、条例施行前から転用に関する事前協議等を行っている案件になります。

申請地は、周南市須々万支所から南東へ約640メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、排水計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりです。

この申請地につきましては、周南市長より農用地区域から除外することについての意見聴取があったので、令和8年3月10日に開催の第3回総会における議案第10号の番号2番として審議し、承認することを決定し、周南市長に異議がない旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和8年4月16日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積466.71平方メートル、パネル枚数200枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、今後、耕作する予定はないため、譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後及び市の環境政策課に「事業計画届出書」が提出された後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

番号16番の有馬です。

議案第24号、番号2番について補足説明いたします。

本件については、農振除外に関連し、1月29日に推進委員、事務局職員と私の3人で現地確認をしていますが、少し時間が経過しておりますので、5月9日に改めて現地確認をしました。

譲受人と譲渡人には意思確認をしております。

申請地は、国道沿いの農地で3筆が連なっており、背の高い草が繁茂していました。

なお、周辺に耕作された農地はありませんでした。

譲渡人の1人は、野菜を植えたことはあるとのことでしたが、残りの2名は、相続をしましたが耕作をしたことがないとのことでした。

管理ができず困っていたところ、今回、譲受人から申し出があり承諾したとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業に適していることから譲り受けることにしたとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号2番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から許可が適当である旨の回答があれば、許可とし、その施行は農用地区域除外後及び市の環境政策課に事業計画届出書が提出された後とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第 24 号、番号 2 番は、許可相当で、許可の施行は農用地区域除外後及び市の環境政策課に事業計画届出書が提出された後と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号 3 番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号 3 番についてご説明いたします。

番号 3 番は、6 月以前に着工を予定している案件で「事業計画届出書」の提出前であっても転用許可申請書を受け付け、審議を行うものです。

申請地は、周南市須々万支所から南東へ約1,300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、排水計画図は参考資料の11ページから16ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積341.00平方メートル、パネル枚数132枚を設置するもので、発電出力は44.55キロワットが1基です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難であり、譲受人から事業の提案を受け、応じることにしたため、譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、転用の許可は市の環境政策課に「事業計画届出書」が提出された後の施行となります。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

神本次長補佐

議長（山下会長）

16番・有馬委員

番号16番の有馬です。

議案第24号、番号3番について、補足説明いたします。

4月23日に推進委員2名、事務局職員と私の4人で現地確認をし、4月30日に譲受人、譲渡人に電話で意思確認をしました。

申請地は、背の高い草が繁茂し、川や道路に囲まれており、周辺に農地はありませんでした。

譲渡人は、数年前までは、親戚にお願いし水稻を栽培してもらっていましたが、水のないところで、親戚の方も継続をあきらめたということです。

管理もできず困っていたところ、今回、譲受人から申し出があり承諾したということです。

譲受人は太陽光発電事業に適していることから譲り受けることにしたということです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしましたが、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とし、その施行は市の環境政策課に事業計画届出書が提出された後とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号3番は、許可とし、その施行は市の環境政策課に事業計画届出書が提出された後と決定いたします。

神本次長補佐

続きまして、議案第24号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

申請地は、高水小学校から北西へ約510メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、排水計画図は参考資料の17ページから22ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

借受人は、山陽新幹線単柱橋脚耐震補強工事について、J R 西日本の用地内のみでは施工が困難なことから、貸付人に申し出て、農地の一時的な転用により作業ヤード1,056.00平方メートル及び工事施工基盤の法面26.00平方メートルを賃貸借するもので、一時転用の期間は令和9年3月31日までです。

貸付人は、借受人の申し出に応じるため、貸し付けるものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本事案は一時的な転用であることから、高架橋修繕工事の完了後は速やかに現状に復旧し地権者に返納する旨の「原状回復誓約書」が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番・笠井委員

番号6番の笠井です。

議案第24号、番号4番について、補足説明いたします。

4月7日に推進委員2名、事務局職員と私の4人で現地確認を行い、申請者には、後日、意思を確認しました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

議長（山下会長）

申請地は国道 2 号に近く、山陽新幹線沿いの農地です。

借受人は、山陽新幹線の橋脚耐震補強工事の実施において、自社用地のみでは施工が困難なことから、貸付人に申し出て、資機材、車輛置場、仮設事務所として使用することです。

工事終了後は、原状回復されるということです。

貸付人は、借受人の申し出に応じるため、貸し付けるものです。

なお、自治会長、水路管理者、周辺住民への工事計画の説明も済んでいるということです。

その他、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号 4 番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 24 号、番号 4 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第 24 号、番号 4 番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号 1 番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

4 ページの議案第25号は 1 議案 1 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

本件は、令和 7 年第 9 回総会の議案第49号、番号 1 番としての審

議を経て、令和7年9月10日付け指令周農委5条許可第20号として許可したものに関連します。

自家用及び事業用の駐車場と自己用のドッグランを整備しようとするものですが、今回の変更承認申請は、隣接する住宅の工事を優先し、当該工事の着工を延期したため、工事期間を令和8年5月31日まで延長したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第25号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第25号、番号1番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第46号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

5ページから10ページの報告第46号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は9件で、全てが相続によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第46号を終わります。

続きまして、報告第 47 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 29 条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

11ページの報告第47号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は 1 件で、農地法施行規則第29条第 1 号に規定された農業用施設等に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

12ページ及び13ページの報告第48号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7 件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第48号を終わります。

続きまして、報告第49号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出後の事業計画の変更届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

14ページの報告第49号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものの変更届出です。

今回は、1件です。

農地法施行規則第53条第16号に規定された周南市が行う道路工事のための一時転用に係る変更でございます。

今回の事業計画の変更は、盛土計画の変更に伴い、借上期間を令和11年3月31日まで延長するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第49号を終わります。

続きまして、報告第50号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

15ページの報告第50号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は7件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役

議長（山下会長）

員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第50号を終わります。

藤井事務局長

続きまして、報告第51号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

16ページの報告第51号ですが、農地所有適格法人以外の法人等は、農地法第6条の2第1項並びに周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領第5条第1項の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は2件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人以外の法人等としての農地法第3条第3項に規定された解除条件付き、適切な役割分担、1人以上常時従事の要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第51号を終わります。

藤井事務局長

続きまして、報告第52号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

17ページから35ページの報告第52号は、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定に基づき、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協

議長（山下会長）

議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は360件です。

判断の結果、農地に該当が43筆、18,679.61平方メートル、非農地に該当が317筆、178,991.43平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第52号を終わります。

藤井事務局長

続きまして、報告第53号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

36ページ及び37ページの報告第53号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第4条第1号、第5条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定の一部準用により総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった23件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第53号を終わります。

続きまして、報告第54号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

38ページの報告第54号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑であるものについて、同要綱第4条第2号、第5条第2号又は第6条第2号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定の例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定の例により非農地判断の結果を報告するもので、今回は8件です。

判断の結果、8件全てが非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第54号を終わります。

続きまして、報告第55号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

39ページから41ページの報告第55号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、

議長（山下会長）

同要領第18条の規定により報告するもので、今回は10件です。

非農地判断の結果、番号1番から番号8番は非農地であると決定し、非農地証明書を交付し、番号9番及び番号10番は、農地であると決定し、非農地証明返戻通知書を交付しました。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第55号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第5回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時36分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年5月11日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 有 馬 俊 雅

署名委員 兼 重 智